

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための  
2022年度政府予算に係る意見書

現在学校では、昨年来の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、様々な制約の下で学習が進められています。健全な人間関係の育成や自治的能力を育むために必要な各種行事が中止となったり、互いがふれ合い会話を交わす中でこそ成長していく毎日の教育的活動が阻害されたりすることが日常茶飯事となっており、本来あるべき学校教育とはかけ離れた状態が続いています。

このような状況下、国会では改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題も山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでも、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 子どもたちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。特別支援学級在籍の児童生徒が増加し、交流学級では40人を超える学級活動などが常態化しているため特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数として加えること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元すること。
3. 中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
4. 複式学級の基準を見直し、単式学級の児童生徒と同様に学習できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月1日

鹿児島県始良市議会議長 東馬場 弘

衆議院議長	大島 理森 殿
参議院議長	山東 昭子 殿
内閣総理大臣	菅 義偉 殿
総務大臣	武田 良太 殿
財務大臣	麻生 太郎 殿
文部科学大臣	萩生田 光一 殿